

国土審議会北海道開発分科会の調査審議事項等について

平成 17 年 11 月 24 日
北海道開発分科会決定

1 背景

平成 10 年に閣議決定された第 6 期計画が平成 19 年度を目標年度としていることから、計画の点検と新たな計画の在り方について検討を行う必要がある。

2 調査審議事項

第 6 期北海道総合開発計画の点検に関する事項

北海道開発の基本理念に基づき、計画の目標がどのように実現されたのか等の視点を踏まえ、第 6 期北海道総合開発計画の点検を実施する。

新たな計画の在り方に関する事項

第 6 期北海道総合開発計画の点検の結果を踏まえ、新しい時代の潮流に対応した新たな計画の在り方について検討する。

3 北海道開発分科会における検討体制等

基本政策部会を設置し、「第 6 期北海道総合開発計画の点検に関する事項」及び「新たな計画の在り方に関する事項」について検討し、平成 19 年 2 月までに報告を取りまとめる。

基本政策部会の設置要綱は別紙のとおり。

(参考) 審議予定

| | |
|-----------------|------------------|
| 平成 17 年 11 月 | 北海道開発分科会開催 |
| 平成 17 年 12 月 | 基本政策部会開催 |
| 平成 18 年 1 月～6 月 | 基本政策部会を月 1 回程度開催 |
| 平成 18 年 6 月 | 中間報告取りまとめ |
| 平成 18 年 10 月 | 国民・地方公共団体からの意見聴取 |
| 平成 19 年 2 月 | 最終報告取りまとめ |

北海道開発分科会基本政策部会設置要綱

(設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、北海道開発分科会(以下「分科会」という。)に基本政策部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について調査審議し、平成19年2月までに、その結果を分科会に報告する。
 - 一 第6期北海道総合開発計画の点検に関する事項
 - 二 新たな計画の在り方に関する事項

(庶務)

- 3 部会の庶務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

(雑則)

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月24日から施行する。

(北海道開発分科会企画調査部会設置要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、北海道開発分科会企画調査部会設置要綱(平成13年9月25日北海道開発分科会決定)は、廃止する。